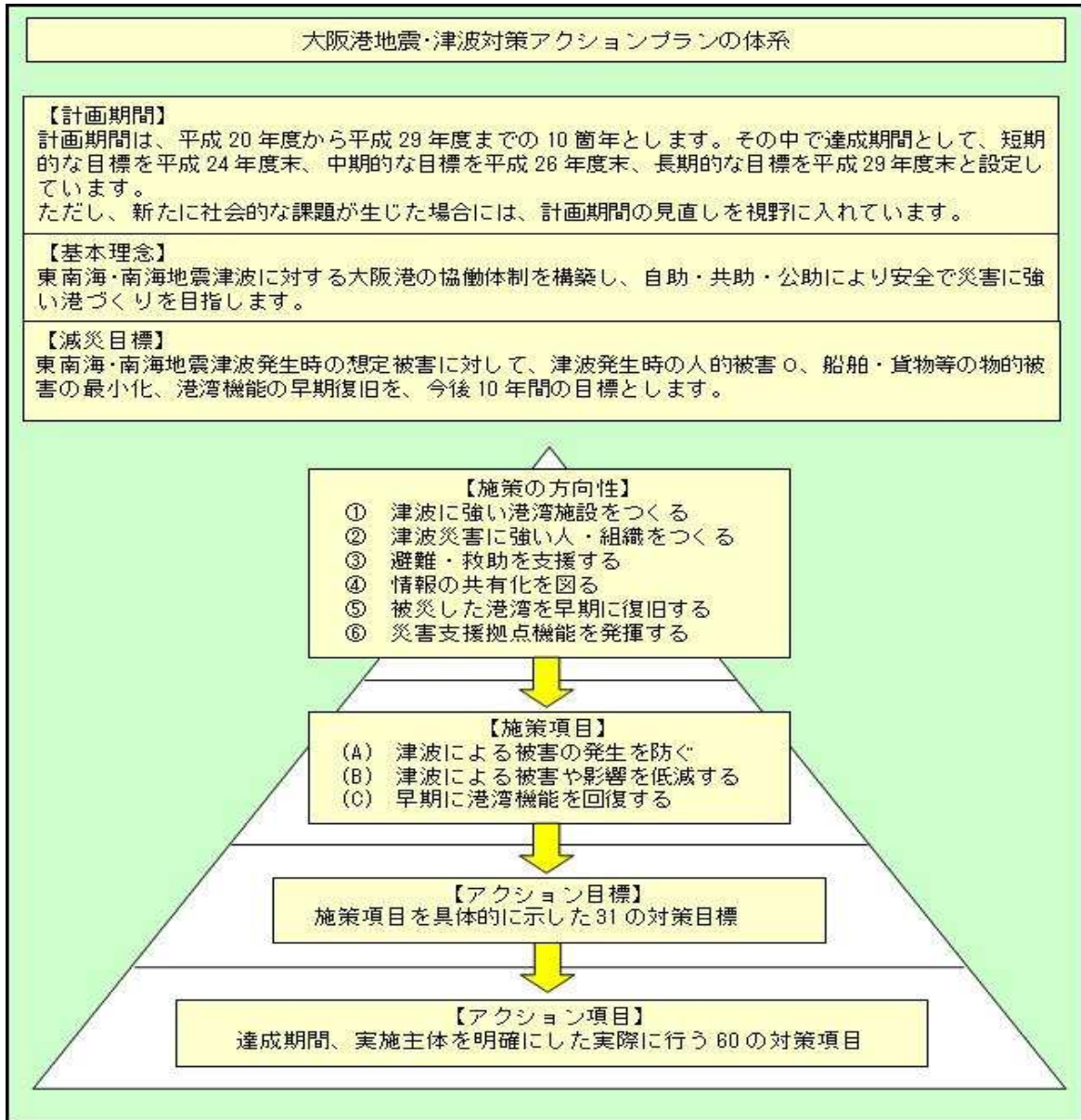


「大阪港地震・津波対策アクションプラン」へ大阪港 BCP を追加することについて

「第 6 回大阪港地震・津波対策連絡会議」(H28.3.18)において、大阪港 BCP の策定を踏まえ、BCP の取組みを「大阪港・地震津波対策アクションプラン」に位置づけるべきとの意見があったため、新たなアクション項目として、「大阪港 BCP の推進」を追加する。



大阪港地震・津波対策アクションプラン〔平成 27 年 3 月見直し版〕より

【今後の予定】

- ・平成 29 年 2 月 20 日 大阪港地震・津波対策連絡会議【大阪港 BCP・海上対策関係小会議】
 - ・平成 29 年 3 月 22 日 第 7 回大阪港地震・津波対策連絡会議
- を経て追加する

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる
施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	

アクション目標(15)：防潮機能復旧体制の確保

<p>②-30 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-1</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>■</p> <p>【関連機関】</p> <p>企業(建設業)</p>
---	--	--	--

アクション目標(16)：物流機能復旧体制の確保

<p>②-31 被災状況調査の充実</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-5</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>■</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(航空調査会社)</p>
---	--	--	--

<p>②-32 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備</p> <p>【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる</p> <p>【関連アクション】 ⑤-6</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>■</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>
--	--	--	--

<p>②-33 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-7</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>■</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業(建設業)</p>
--	--	--	--

<p>②-34 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-8</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>■</p> <p>【関連機関】 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>
<p>②-35 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-16、⑤-9</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所</p> <p>■</p> <p>大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者</p>
<p>②-36 大阪港BCPの推進</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能・仕組みづくり</p> <p>【内容】 危機的事象の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送(重要機能)への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、官民の港湾関係者からなる「大阪港BCP協議会」を通じ、大阪港BCPに定める事前対策や教育・訓練、さらにはPDCAの手法による継続的な計画の見直し・改善を行う。</p> <p>【関連アクション】 ⑤-12</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 財務省大阪税関 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市港湾局 大阪船主会</p> <p>→ ■ 大阪港運協会 大阪フェリー協会 大阪港タグセンター事業協同組合 大阪湾水先区水先人会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社</p> <p>【関連機関】 近畿運輸局 大阪府港湾局 神戸市みなと総局 協定締結先</p>

施策の方向性④：情報の共有化を図る
施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	

アクション目標(24)：復旧情報の共有

<p>④-16 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-35、⑤-9</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所</p> <p>■ 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者</p>
---	--	--	--

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する
施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	

アクション目標(26)：防潮機能の復旧

<p>⑤-1 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-30</p>			<p>【実施主体】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所</p> <p>■ 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業)</p>
---	--	--	---

アクション目標(27)：復旧支援体制の確保

<p>⑤-3 応急復旧活動用地の確保</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する</p> <p>【関連アクション】 ⑥-2</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>■</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室</p>
---	--	--	--

アクション目標(28)：物流機能の復旧

<p>⑤-5 被災状況調査の充実</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-31</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(航空調査会社)</p>
<p>⑤-6 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備</p> <p>【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる</p> <p>【関連アクション】 ②-32</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>
<p>⑤-7 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-33</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業(建設業)</p>
<p>⑤-8 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-34</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>

<p>⑤-9 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-35、④-16</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所</p> <p>■ 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者</p>
---	--	--	--

<p>⑤-12 大阪港BCPの推進</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能・仕組みづくり</p> <p>【内容】 危機的事象の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送(重要機能)への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、官民の港湾関係者からなる「大阪港BCP協議会」を通じ、大阪港BCPIに定める事前対策や教育・訓練、さらにはPDCAの手法による継続的な計画の見直し・改善を行う。</p> <p>【関連アクション】 ②-36</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 財務省大阪税関 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市港湾局 大阪船主会</p> <p>.....→ ■ 大阪港運協会 大阪フェリー協会 大阪港タグセンター事業協同組合 大阪湾水先区水先人会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社</p> <p>【関連機関】 近畿運輸局 大阪府港湾局 神戸市みなと総局 協定締結先</p>
--	--	--	--

施策の方向性⑥：災害支援拠点機能を発揮する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
アクション目標(31)：復旧活動の支援				
<p>⑥-2 応急復旧活動用地の確保</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-3</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>■ 【関連機関】 大阪市危機管理室</p>	